

手数料の返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後短期間で、本人の都合による退職または、本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者へ返還いたします。

- 入社から1ヵ月未満で雇用契約が終了した場合 80%
- 入社から3ヵ月未満で雇用契約が終了した場合 50%

以下の場合、返戻金制度は適用されません

- 1 求人者が、もっぱら派遣先（求人者）の都合により退職をすることになった場合には、紹介手数料の返還金の支払い義務を負わないものとします。
- 2 求職者の死亡・天災等、不測の事態による退職となった場合には、紹介手数料の返還金の支払い義務を負わないものとします。
- 3 求職者の退職が、求人者が求職者に通知していた処遇その他の労働条件が採用決定時の実際の労働契約の内容と異なることに起因する場合、または求人者の法令違反行為に起因する場合、その他求人者の責に帰すべき事由に起因すると当社が合理的に判断した場合には返還金の支払い義務を負わないものとします。

※別途求人者及び当社が合意した場合、当該合意に基づき返還金をお支払いするものとします

許可番号 12-ユ-300923

事業所名称 株式会社 SIN

事業所所在地 千葉県柏市豊四季492-74

